発行 平成30年

東洋労働保険協会ニュース

☆雇用保険手続におけるマイナンバーの使用について

平成30年5月以降、マイナンバーの記載が必要な届出等(※) にマイナンバーの記載がない場合には、ハローワークにて返戻 されることとなります。

下記のお手続を依頼の際は、合わせてマイナンバーをご連絡 くださいますようお願いいたします。

- ※ マイナンバーの記載が必要な届出等は以下のとおりです。
 - ① 雇用保険被保険者資格取得届
 - ② 雇用保険被保険者資格喪失届
 - ③ 高年齢雇用継続給付支給申請
 - ④ 育児休業給付支給申請
 - ⑤ 介護休業給付支給申請

①~⑤の届出等(③④は初回の申請)の際には、届出等に必ずマイナン バーの記載をお願いします。

(厚生労働省資料リーフレットより)

※③高年齢雇用継続給付申請、④育児休業給付申請のうち、平成 28 年 1月以後に初回申請を行った際にマイナンバーの届出を行っていない 場合は、2回目以降の申請時等の機会に、個人番号登録・変更届を 行うことになります。

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください!

労働保険事務組合 東洋労働保険協会 社会保険労務士事務所 トーヨーレイバーコンサルタント

TEL: 03-3221-2444

http://www.toyoweb.com/index.html